

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 指定確認検査機関の指定 (建築宅地課) 二
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 三
- 宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 三
- 宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(五件) ( ) 三
- 土地改良区役員の退任の届出 (気仙沼地方振興事務所) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (原子力安全対策室) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五
- 宮城県公報第一七四三号中 ( ) 五
- 宮城県公報第一九四二号中 ( ) 五
- 宮城県公報平成一一年号外第二二二号中 ( ) 五
- 宮城県公報平成一四年号外第二一六号中 ( ) 五
- 宮城県公報平成二〇年号外第五号中 ( ) 五

## 告 示

- 宮城県公報平成二〇年号外第八号中
- 宮城県公報平成二〇年号外第一六号中

五 五

○宮城県告示第七百十号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 natural science

一 代表者の氏名 遠藤 理平

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北目町四・七HSGビル三階(Five Bridge 内)

三 定款に記載された目的 この法人は、幼・小学生を対象とした豊かな自然のなかで行なう教育プログラム「体験型自然科学の教室」と、中・高校生を対象とした現役科学者と一緒に身近なテーマを題材に研究するプログラム「週末研究」の企画・運営や、その成果を発表するサイエンスカフェを通じて、地域に根ざした科学教育・環境教育の場を創っていくことを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年六月二十五日

○宮城県告示第七百十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
一本杉	経営体育成基盤整備事業	平成二十年五月三十日

○宮城県告示第七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市青葉区新川字八森四の四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区福岡字岳山四、四の一、一一の一（次の図に示す部分に限る。）一三の二、一三の三、一六の二、一六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）一六の四、一七の一、一七の二、朴沢字地嶽一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三百九十八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
後	前	後	前			
B	A	B	A	五・五〇	三、九八四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一一・〇〇	一一・三〇	一一・三〇	一一・〇〇	二、八九三・〇	二、八九三・〇	
一一・三〇						

○宮城県告示第七百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び所在地

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

財団法人宮城県建築住宅センター

二 指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)第十五条  
第一号から第十四号まで

三 業務区域

宮城県全域

四 確認検査の業務を行う事務所の所在地

仙台市青葉区上杉二丁目一番二十号

五 指定年月日

平成二十年八月一日

六 確認検査の業務の開始年月日

平成二十年七月四日

○宮城県告示第七百十五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程(昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 多賀城支店 多賀城市八幡三丁目十六番十八号  
岩沼支店 岩沼市中央一丁目三番二十四号

を

多賀城支店 多賀城市八幡三丁目十六番十八号  
岩沼西支店 岩沼市たけくま一丁目十一番十三号  
岩沼支店 岩沼市中央一丁目三番二十四号

に改める。

附 則

この告示は、平成二十年七月四日から施行する。

○宮城県告示第七百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一 なかだ農産物直売所管理運営組合

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台中央卸売市場本場花き部における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区苦竹四丁目一番二十号 株式会社 仙花

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号

名取市増田一丁目十二番三十六号

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

名取市増田一丁目十二番三十六号

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号

大崎市古川新田字昭和三十七番地一

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取岩沼農業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取岩沼農業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取岩沼農業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

全国農業協同組合連合会宮城県本部

高橋畜産 代表 高 橋 正 紀

宮城県知事 村 井 嘉 浩

全国農業協同組合連合会宮城県本部

高橋畜産 代表 高 橋 正 紀

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月四日

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年七月四日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 河 端 章 好

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年六月十二日	森 芳 秋	本吉郡本吉町後田一九二	監 事

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は特定役務の名称及び数量 テレビ会議システム賃貸借業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県環境生活部原子力安全対策室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年六月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコー東北株式会社 仙台市青葉区五橋一・五・三

五 落札金額 三千三百三十五万七千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

